鳥取県告示第50号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

平成23年度鳥取県企業の社会貢献活動に関するアンケート調査

2 調査の目的

県内における企業の社会貢献活動に関する状況と今後の意向について把握し、今後の県のボランティア活動 推進に係る施策への資料とすること。

3 調査対象の範囲

県内に所在する事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業所の所在地・業種・規模
 - イ 社会貢献活動の取組状況
 - ウ 取組における課題・効果・今後の方向性
 - エ 活動における他団体との連携
 - オ 今後の社会貢献活動の取組への意向
 - カ 社会貢献活動に関する制度
 - キ 行政等の支援に関する希望
 - (2) その基準となる期日

平成24年2月1日

5 報告を求める者

無作為に抽出した約500事業所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成24年2月7日から同年3月16日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

調査報告書及びホームページ等で公表する。